

参考資料

1. 武蔵野市交通バリアフリー基本構想
策定委員会
2. 策定過程における市民参加の様子
3. 市民意向調査
4. 中間報告に対する意見と対応
5. 交通バリアフリー法（抜粋）

7. 武蔵野市交通バリアフリー基本構想策定委員会

「武蔵野市交通バリアフリー基本構想策定委員会」を5回開催し、基本構想報告書を作成し、平成15年2月20日市長に答申しました。本委員会は、学識経験者、障害者団体・高齢者団体代表を含む市民、関係事業者等で構成されています。以下に設置要綱と委員名簿を示します。



武蔵野市交通バリアフリー基本構想策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「交通バリアフリー基本構想」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、武蔵野市交通バリアフリー基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 武蔵野市の交通バリアフリー基本構想の策定に関する事項
- (2) 前項のほか、武蔵野市の交通バリアフリー基本構想の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市

長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- | | |
|------------|----|
| (1)学識経験者 | 3人 |
| (2)市民 | 4人 |
| (3)福祉関係者 | 1人 |
| (4)商工関係者 | 1人 |
| (5)公安委員会 | 1人 |
| (6)公共交通事業者 | 7人 |
| (7)道路管理者 | 2人 |
| (8)行政関係者 | 4人 |

(任期)

第4条 委員の任期は、平成15年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことが出来ない。

3 委員会が、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(分科会)

第7条 委員会が、必要と認めるときは、分科会を開いて個別の事項について検討することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部まちづくり推進課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

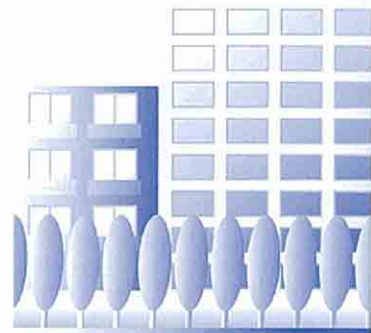
付 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

[資料1]

区 分	所 属	氏 名
学識経験者	千葉大学工学部教授	◎清水 忠男
	早稲田大学理工学部教授	入江 正之
	アトリエユニ(株)代表	吉田紗栄子
市民	視覚障害者福祉協会会長	榎本 和代
	障害者福祉協会会長	伊藤 昭雄
	老人クラブ連合会会長	大嶋 英二
	老壮連合会会長	遠藤 秀美
福祉関係者	ゆとりえ施設長	阿部 敏哉
商工関係者	商店連合会会長	三宅 哲夫
公安委員会	武蔵野警察署交通課長	中尾 博
公共交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社	府川 良二
	京王電鉄株式会社	松本 恵仁
	西武鉄道株式会社	茂出木正和
	関東バス株式会社	伊藤 隆二
	小田急バス株式会社	井出 和郎
	西武バス株式会社	神山 理一
	京王バス株式会社	堀内 徹
道路管理者	東京都北多摩南部建設事務所補修課長	加藤 直宣
	武蔵野市道路課長	久保 利夫
行政関係者	国土交通省関東運輸局企画部地域交通企画課長	長崎 敏志 第1回
	国土交通省関東運輸局交通環境部消費者行政課長	花崎 幸一 第2回～
	武蔵野市福祉保健部長	藤井 泉
	武蔵野市都市整備部長	伊藤 隆造
	武蔵野市都市整備部参事	大筋 勲

◎委員長



2. 策定過程における 市民参加の様子

本構想策定段階では、実際に駅や周辺道路を利用される市民の方々から直接、バリアフリー

に対する意見や要望を把握するために、高齢者や身体障害者等の団体の方々へのヒヤリング、また合同の現地視察を行いました。

市民参加による現地視察の様子を示します。

●平成14年7月24日

策定委員並びに本市ボランティアセンター関係者による現地調査



●平成14年8月23日～9月3日

障害者の団体や高齢者の団体へのヒヤリング



●平成14年9月9日～10日

障害のある方や高齢の方との合同現地調査

